

九度山町イメージキャラクター・キャッチコピーの使用について

九度山町イメージキャラクター「ゆきむらさま」、キャッチコピー「九度山は真田のこころ生きる郷」の諸権利は、「九度山町」に帰属しており、九度山町の行政機関や学校が使用する場合、新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に申請を行い、「九度山町」の許可を受けてください。

◆デザインについて

1. 表示色は、原則、表示色、または単色とします。
2. 使用する物件の完成見本を、申請時に合わせて提出してください。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真は図等確認できるものを提出してください。

◆承認基準等

キャラクター・キャッチコピーの使用に際しては、使用目的・方法も考慮した上で決定いたします。なお、商品等の販売の如何にかかわらず、使用料はいただきません。

また、イメージキャラクターとキャッチコピーを一体として承認しますが、必ず一体での使用を求めるものではありません。

◆次のような場合、使用することができません。

- ・九度山町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- ・キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しないとき
- ・法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- ・特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのあるとき
- ・その他町長が使用について不相当と認めるとき

※使用上の詳しい条件等については、「使用に関する要綱」をご覧ください。

◆使用までの流れ

- 1 使用許可申請書提出
↓
- 2 受付・審査（1週間程度）
↓
- 3 使用許可書送付
↓
- 4 使用開始
↓
- 5 使用内容を変更する場合
使用内容変更申請書提出以下、使用許可申請書と同じ流れ